

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給します。

■ 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年4月1日から12月31日までの間に休業させられた中小企業の労働者のうち、

休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）

※ 雇用保険被保険者でない方も対象となります。

■ 支給額

休業前賃金の**80%（月額上限33万円）**

※ 休業実績に応じて支給

■ 申請期限

休業した期間	申請期限
令和2年4月～9月	令和2年12月31日（木）
令和2年10月～12月	令和3年3月31日（水）

i ● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● コールセンターで新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に関するお問合せに対応します。

0120-221-276

（受付時間 月～金 8:30～20:00／土日祝 8:30～17:15）